

## 会 議 録

名 称 令和5年度第2回 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会  
日 時 令和5年8月18日(金) 午前10時00分～午前11時30分  
場 所 世田谷区役所 第1庁舎5階 庁議室  
出席委員 山田健太 斉木秀憲 土田伸也 高山梢 山辺直義 上田啓子 太田雅也  
旦尾衛 朝倉宏美 藤原和子 中村重美 大重史朗 小島昭男  
説明員等 総務部区政情報課長 松見径  
砧総合支所保健福祉センター健康づくり課長 高橋久美  
事 務 局 総務部長 池田豊 総務部区政情報課長 松見径  
DX推進担当部DX推進担当課長 齊藤真徳  
DX推進担当課DX推進担当係長 服部英樹  
区政情報課区政情報係長 中田周吾  
区政情報課区政情報係 立石雄太 吉村航平 西條真規

### 会議次第

#### ・報告事項

##### (1) 報告第357号

令和4年度 情報公開制度の実施状況について

##### (2) 報告第358号

令和4年度 個人情報保護制度の実施状況について

##### (3) 報告第359号

個人情報を取り扱う業務の審査状況について(令和5年4月1日現在)

##### (4) 報告第360号

個人情報を含む保存期間中の文書の誤廃棄について(個人情報保護条例第4条第2項第2号の報告)

## 1. 開 会

会長 定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第2回世田谷区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

まず、本日の出席委員につきまして、事務局から連絡をお願いいたします。

区政情報課長 本日も委員の方々には審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は13名の委員に御出席いただいており、過半数の出席がございますので、審議会条例に基づき会が成立していることを御報告申し上げます。

会長 では、事前に送りいたしております令和5年度第1回の審議会の会議録につきまして確認をしたいと思います。

既に各委員におかれましてはお目通しいただいていると存じますが、内容につきまして御意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

会長 それでは、審議会の会議録につきましては、このとおり決定いたします。よろしくお願いいたします。

では、傍聴の有無につきまして、事務局、いかがでしょうか。

区政情報課長 本日は、傍聴希望者はおりません。

## 2. 議 事

会長 では早速、議事に入りたいと思います。

### 報告事項

#### (1) 報告第357号

会長 本日は報告事項4件となっておりますが、最初に報告第357号からお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料No.1になります。こちらの1ページを御覧ください。報告第357号、令和4年度情報公開制度の実施状況についてになります。

まず項番1、実施機関別行政情報開示請求件数でございます。請求件数でございますが、昨年度1年間で合計432件ございました。その処理状況につきましては、全部開示が156件、一部開示が182件、非開示は51件ございました。また、非開示の内訳でござい

ますが、全部非開示が7件、文書等が存在しないとしました不存在が38件、存否応答拒否等が6件でございます。この存否応答拒否とは、文書の有無を答えることで非開示情報を開示してしまう場合は、その開示請求を拒否する決定のことでございます。次に、決定期間の延長についてですが、決定は請求を受けてから15日以内とすることを条例で定めておりますが、対象となる文書の量が多い場合や、開示、非開示の判断や作業に時間を要する場合などは、決定期限を15日間延長しております。それが80件ございました。また、文書が著しく大量であり、30日以内に開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障を及ぼす場合は、30日を超えて延長することができることとしておりまして、こちらが23件ございました。

次に項番2、不服申立ての状況についてでございます。件数は13件ございまして、うち、12件は現在審査中、1件は却下となっております。

続きまして、2ページから103ページまで、項番3、行政情報開示請求に対する可否決定の状況としまして、432件の開示請求それぞれの内容を記載しております。表の左から、受理番号、受理年月日、請求内容、対象情報の件名、決定年月日、開示年月日、決定区分、非開示理由該当情報、担当所管課等を記載しております。個々の内容につきましては、こちらの表を御覧いただければと存じます。

最後のページになりますが、104ページには、令和4年度区政情報センター及び各総合支所区政情報コーナー利用状況と蔵書数を記載しております。区政情報センター及び各総合支所区政情報コーナーでは、区が発行する刊行物をはじめとする世田谷区に関する行政資料のほか、都や国などの資料の一部を御覧いただくことができます。また、区の刊行物の一部につきましては貸出や有償頒布も行っておりまして、その利用状況をこちらにまとめております。

報告第357号に関する御説明は以上でございます。

会長 質問はございますでしょうか。

では、2つだけ確認させてください。

まず1点目は、開示請求の延長ですけれども、30日を超える延長、特に区長宛てのものですけれども、例外的な30日超えの延長が22件と少なくない数になっております。先ほど対象文書の量が多いものというような説明がありましたが、より具体的に何か問題が生じていることがあるのかどうか1点目です。

2点目については、今度は不服申立てですが、これも審査中がほぼ全てで、なかなか結

論に至っていないようですけれども、この辺について御事情が説明できる部分があればお願いできればと思います。

以上2点です。

区政情報係長 では、説明をさせていただきます。

1点目の区長部局で30日を超える特例延長のものがあつたことにつきまして、例えば皆様にお配りしているお手元の資料No. 1の74ページを開いていただいてもよろしいでしょうか。資料No. 1、74ページの受理番号325、区長が参加した出張に関する詳細な日程表その他というような形で請求されております。一口に出張といつてもかなりの量がございまして、今回、令和4年12月20日の請求は平成23年5月以降という形で請求されておりましたので、まず、対象情報の量が膨大であつたということで、このような場合には決定期限の特例延長をさせていただくことがございます。令和5年5月31日に決定しておりますので、約半年程度、お時間をいただいたんですけれども、行政情報はそれぞれの所管課にまたがっておりますので、実際にそれぞれの所管課から文書を取り寄せて、その上で開示・非開示の判断をし、非開示部分に被覆作業を行い、開示するとなると、どうしてもこれぐらいの時間がかかってしまいます。その上で何らかの問題が生じているかという御質問ですけれども、業務の中で負担がかかるところはございますが、その中で一件一件、開示できない情報を漏れなくチェックしつつ、その他の情報については開示していくという手続を取らざるを得ないと思っておりますので、そこについては、必要なお時間はいただいた上で、適正な決定をさせていただいております。受理番号325については、対象情報がA4の2500枚入りの段ボール箱で1箱半ぐらいの量になってしまいましたので、そういった1箱を超えてしまうものにつきましては、30日以内の決定が難しいところでございます。

2点目、不服申立ての状況について、件数13件のうち審査中が12件で、審査が進んでいるかどうかという御質問でございます。審査請求があつた場合、一旦審査庁で書類による弁論を交わした上で行政不服審査会に諮問するという手続を取る以上、どうしても時間がかかってしまうことはございますが、昨年度に比べて、今年度、行政不服審査会からは既に答申を6件いただいており、それを審査庁に送付し、裁決を行うという形で審査を進めている状況です。ただし、今年度もそうなんですけれども、不服申立ての件数は増加傾向にございますので、引き続き迅速に審査会の処理を行い、審査が停滞しないよう進めたいと考えております。

会長 承知いたしました。ありがとうございます。

委員 基本的なことで申し訳ないんですけども、実施機関の中で農業委員会とございますよね。これは請求件数もゼロですし、全部ゼロですけども、請求件数の欄に入るのはどうしてでしょうか。

区政情報係長 全てゼロと記載されているのは何故かという話ですか。

委員 そうです。

区政情報係長 世田谷区では、行政情報開示請求を出せる実施機関の宛先として、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、議会のいずれかを選んでいただくシステムになっております。そのため、農業委員会がこの文書を持っているのではないかと考えていけば農業委員会に請求していただくことももちろん可能でございますが、この場合も区政情報課で受け付ける形にしていますけれども、令和4年度に関してはたまたま請求が一件もなかったというような形になります。

委員 開示請求先ということですよ。ありがとうございます。結構です。

会長 それでは、ないようでしたら、報告第357号は了解いたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

区政情報係長 ありがとうございます。

## (2) 報告第358号

会長 では続きまして、報告第358号になります。

よろしくお願いいいたします。

区政情報課長 資料No. 2 になります。105ページを御覧ください。報告第358号、令和4年度個人情報保護制度の実施状況についてでございます。

項番1、個人情報等の開示の請求状況でございますが、開示請求は1年間の合計が204件ございました。処理状況の内訳でございますが、全部開示が38件、一部開示が112件、非開示が47件です。非開示の内訳は、全部非開示が34件、文書等が存在しないとした不存在が11件、存否応答拒否等が2件でございます。また、決定期間の延長については記載のとおりでございます。

項番2、個人情報等の訂正の請求状況でございますが、1件ございました。本件は、一部訂正として処理をしております。

106ページに進みまして、項番3、個人情報等の利用中止の請求状況でございますが、

2件ございました。処理状況については非利用中止が1件でございまして、残りの1件は取下げとなっております。

項番4、不服申立ての状況ですが、11件ありまして、9件は現在審査中、2件は取下げとなっております。

続きまして、107ページから116ページまでは、項番5、個人情報等の開示等の請求に対する可否決定状況として、207件の開示請求、訂正請求及び利用中止請求、それぞれの内容を記載しております。表は左から、受理番号、請求区分、受理年月日、請求内容、決定年月日、開示年月日、決定区分、非開示理由該当条項、担当所管課等を記載しております。個々の内容につきましては、こちらの表を御覧いただければと存じます。

報告第358号に関する御説明は以上でございます。

会長 質問はありますか。

委員 ちょっと質問させてください。先ほども同じような項目で表が出されていますが、4番目の項目、不服申立てをしたのが11件あって、結局どう処理したのかという中で、取下げが2件とあるんですが、不服申立てをして取り下げをするというのはどういう場合が考えられるんですか。

区政情報係長 いろいろなパターンがありますが、例えば、自分の個人情報の開示を希望していたけれども、既に何らかの形で入手されて、必要がなくなった場合が考えられます。また、対象の個人情報が存在しないことを理由とした非開示決定に対して審査請求をされた際に、区で再度調査をしても対象情報が存在しなかったことをお伝えし、存在しないものはどうしても開示ができないということで、自ら取り下げのような場合も考えられます。

委員 いろいろな解釈の仕方があって、別の市町村なんですけれども、実は私も情報公開請求したことがありまして、請求した後に担当部署の人から電話があって、探したら実は1つありました、これを差し上げますから、その代わりに、情報公開請求を取り下げてくださいかという駆け引きのようなことをされたことがあるんです。私はその資料を一刻も早く見たかったので取り下げました。その市町村からは私の直筆で書いたものがそっくりそのまま送り返されてきて、情報公開請求はしなかったことになったんですけれども、世田谷区ではそのような対処はされていますか。ちょっと心配になったので聴かせてください。

区政情報係長 用語について確認させていただきたいんですが、非開示決定に対する審査請求ということであれば、納得いくかいかないのかは別の話になりますので、審査請求に関する駆け引きはないと思います。また、法や条例に基づく開示請求の場合、写しの交付に費用負担がありますし、開示まで時間を要することもありますので、開示請求によらずとも所管課から必要な情報を提供できる場合には、より簡易な手続きとしてそちらの方法をご案内し、結果的に開示請求が取り下げられることはあります。

委員 取りあえず、ありがとうございました。

会長 ほかに御質問ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

会長 では、ないようでしたら、報告第358号を了解したいと存じます。ありがとうございます。

区政情報係長 ありがとうございます。

### (3) 報告第359号

会長 では続きまして、報告第359号になります。昨年度までの審議会であれば諮問の対象になっていたことですがけれども、前回から、新しい個人情報保護法の規定に基づきまして、審議会に報告していただくという形になります。

事務局から説明をお願いいたします。

区政情報課長 資料No. 3 になりますけれども、117ページを御覧ください。報告第359号、個人情報を取り扱う業務の審査の状況について(令和5年4月1日時点)でございます。

個人情報を取り扱う業務につきまして、昨年度までは、先ほど会長にもおっしゃっていただきましたとおり、個別案件ごとに本審議会にお諮りした上で実施してまいりましたけれども、改正個人情報保護法の施行により、個別案件の諮問を行うことは許容されないこととなりました。これに代わる措置といたしまして、令和5年4月以降は、昨年度に本審議会にお諮りしました世田谷区個人情報保護管理基準に基づきまして、個人情報を取り扱う業務の審査基準を定め、各所管課において審査を行っております。昨年度に本審議会にお諮りした際に、外部委託、外部提供、目的外利用等を行った案件のうち、要配慮個人情報または条例要配慮個人情報を含む案件は審議会へ事後報告することとした答申を頂戴いたしました。そのため、旧条例でお諮りしておりました外部委託、目的外利用、外部提供、オンライン結合及びシステム導入の案件のうち、要配慮個人情報または条例要配慮個

人情報を含むものを御報告させていただく次第でございます。

なお、要配慮個人情報とは、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等ございまして、個人情報保護法及び法施行令で定められております。また、条例要配慮個人情報とは、国籍、性的マイノリティの記述、ドメスティックバイオレンスについての記述ございまして、世田谷区個人情報保護条例で定められております。

資料の項番 1、審査件数（審査基準別）でございます。（1）外部委託の審査基準についてでございます。合計が799件、そのうち、要配慮個人情報を取り扱うものが309件、条例要配慮個人情報を取り扱うものが115件でございます。

（2）目的外利用の審査基準につきまして、合計が 8 件ございまして、そのうち、要配慮個人情報または条例要配慮個人情報を取り扱うものはございませんでした。

118ページにお進みください。（3）外部提供の審査基準についてでございます。合計が 137件、そのうち、要配慮個人情報を取り扱うものが52件、条例要配慮個人情報を取り扱うものが51件でございます。

（4）オンライン結合・システム導入における審査基準につきまして合計が173件、そのうち、要配慮個人情報を取り扱うものが53件、条例要配慮個人情報を取り扱うものが37件でございます。

資料の119ページ以降で、それぞれの審査基準につきまして、要配慮個人情報または条例要配慮個人情報を取り扱うものの一覧を掲載しております。119ページから143ページまでは外部委託、次に、144ページから151ページまでは（3）の外部提供、さらに、152ページから162ページまでは（4）のオンライン結合・システム導入、それぞれの一覧になってございます。

なお、（2）の目的外利用につきましては、先ほども申しましたが、要配慮個人情報または条例要配慮個人情報を取り扱うものがなかったため、一覧に記載はございません。個々の内容につきましては、こちらの表を御覧いただければと存じます。

なお、今回の御報告は本年 4 月 1 日現在で実施している業務を対象としておりますが、今後も定期的に追加で審査された案件を御報告させていただく予定でございます。

また、資料にはございませんが、個人情報保護法の改正に伴う対応につきまして、もう一点口頭にて御報告させていただきます。

改正法の規定に基づく個人情報ファイル簿につきまして、前回 4 月の審議会では取りま



とめの作業中と御報告をしておりましたが、7月末までに作成しましたファイル簿の全件につきまして、区ホームページ等で公表いたしました。区では、法で作成、公表義務のない本人の数が1000人未満の個人情報ファイルにつきましても、条例個人情報ファイル簿として同等の帳簿を作成しておりますので、そちらも併せて公表しております。実施機関別の件数といたしましては、区長が191、教育委員会が31件、選挙管理委員会が12件、農業委員会が6件となっております。

なお、監査委員につきましては、個人情報ファイル簿の作成・公表義務のある個人情報ファイルを保有していないため、個人情報ファイル簿は作成しておりません。個人情報ファイル簿の個別の内容につきましては、後ほどお時間のあるときに区ホームページ等で御覧いただければ幸いです。

報告第359号に関する御説明は以上でございます。

会長 一覧表をつくっていただいて、分かりやすいかなと思いますが、ちなみに、この一覧表というのはこの審議会用に作成されたものなんでしょうか。それとも、日常的に区政情報課として情報をまとめる際につくっていらっしゃるものの抜き書きになるんでしょうか。

区政情報係長 この資料自体は審議会用に加工したものにはなりますが、こちらでも常にどういったものがあるか確認するために、要配慮個人情報または条例要配慮個人情報が含まれないものにつきましてもリスト化して、管理させていただいているところでございます。

会長 という資料のようですが、皆さん、ご質問ありますでしょうか。

委員 今、報告第359号を一覧の形でお示しいただきました。この読み取り方について幾つか確認の意味で教えていただきたいんですけども、審議会に報告するのは、いわゆる要配慮個人情報、条例要配慮個人情報を含む案件についてという扱いです。117ページの一覧表に目的外利用の審査基準というのがございますけれども、要配慮も、条例要配慮個人情報もなく、内容を報告することはないわけですけども、審査が行われたのは、区長部局、教育委員会のところで、7件、1件の合計8件あったと。お話しできる範囲で結構なんですけれども、目的外利用の審査が行われたものは、具体的にどういうものがあったのか教えていただきたい。それが1つです。

2つ目の質問ですけども、報告されている事業の実施時期についてです。昨年度までは実施時期の事前に審議にかけてあったんですが、これは全て審査が行われて、実施した

ものということで理解するのか、あるいはこれから実施するものも含まれているのか、そこを教えていただきたい。

3つ目の質問ですけれども、条例要配慮個人情報。世田谷区の場合、3つの項目がありますけれども、審査対象となった業務について、その具体的な項目の分類というのがどこにも入っていないので、その内訳がおおむねどのぐらいの比率なのか、教えていただければ幸いです。

4つ目なんですが、資料の126ページ、96番の後期高齢者医療システム運用支援作業委託以降幾つか、健康保険に関わる審査が行われたというふうに書かれております。参考までに伺いたいんですけれども、今大きな話題となっているマイナ保険証のひもづけの問題については、恐らく適切に行っているだろうとは想定しておりますけれども、どのように審査が行われているのか、そこを確認の意味で教えていただきたい。

その次の質問ですけれども、この資料の139ページに児童相談所に関わる部分がございます。264番以降の児童相談所に関わるところについて、条例要配慮個人情報については「無」と表記をされていますけれども、例えばドメスティックバイオレンスなり、あるいはそれに含まれるであろう児童虐待等に関わる問題について、条例要配慮個人情報との関わりではないというふうに取り扱っているのかどうか。児童相談所に関わる案件の中で、DV絡みの条例要配慮個人情報はいいのか否かを教えていただきたい。

もう一つ、144ページ以降、いわゆる外部提供に関わる問題です。警察関係の捜査関係事項照会対応というのが多いと思うんですけれども、例えば150ページの49番では、捜査のため、提供先は具体的な警察署とかではなくて「官公署」と表記されています。その下のほうには、例えば法務局とか、弁護士会とか、ほかにいろいろありますけれども、ここで言う提供先が「官公署」となっているものは具体的にどのような内容なのか。これも項目のイメージで結構なんですけれども、確認の意味で教えていただきたい。同じ外部提供の捜査関係といいながら、特に49番はそうですけれども、「官公署」とくくられているところがありますので、念のために教えていただきたい。

最後になりますけれども、今回の4月1日改正区条例の施行に伴って、実施機関から議会が外れた形になっておりますけれども、実施機関から議会が外れるとき、議会においては、議会固有のというか、独自のルールを整備しますということであったと伺っておりますけれども、その後、これがどのような形で動いているのか。そこも併せて御教示いただければ幸いです。

以上、私の質問を終わります。

会長 それでは今、7つの項目がありましたが、4つ目のマイナ保険証については、後ほど別項でマイナンバー制度について報告いただく予定にしておりますので、そのときに併せてお願いできればと思います。最後の7つ目の議会については、この報告の体裁といいたいでしょうか、全体について、後でまとめて御説明と意見交換ができればと思いますので、その2つを除いた5つについて事務局に御回答いただければと思います。よろしく申し上げます。

区政情報係長 まず、目的外利用の具体的な例としては、大気汚染防止法に基づき、解体工事等に関する個人情報を建築安全課から環境保全課に利用させる、といったものがござい  
ます。

2点目、これらの業務の実施時期につきましては、報告第359号の1ページ目にも書いてありますが、令和5年4月1日時点で実施しているものが今回の報告事項となっております。

3点目の条例要配慮個人情報の項目の割合は、具体の集計はできていないんですけども、国籍、性的マイノリティ、ドメスティックバイオレンスのうち、国籍とドメスティックバイオレンスが多いという印象がござい  
ます。

次に、139ページの264番の児童相談所業務のところですか。264番、265番に関しては、少なくとも弁護士業務委託をする中では条例要配慮個人情報は取り扱っていないと判断して、所管課のほうで審査をしている形になります。具体的に扱う情報としては、氏名、生年月日、性別、住所、家族状況、疾病の有無、相談内容、援助内容、その他法的対応を実施する上で必要な事項としておりまして、ここで言う疾病の情報が、要配慮個人情報に当たるということでリストに載せさせていただいているところでござい  
ます。

捜査事項のところ、150ページ以降ですね。49番、官公署、捜査のためとなっておりますが、提供先に官公署と書いてあるものもあれば、警視庁や警察署と書いてあるものもござい  
まして、そういった意味で表記が揺れてしまっている部分でござい  
ます。49番に関し  
ましては、提供先については刑事訴訟法に基づく提供になりますので、基本的には警察や検察に提供するものと考えていただければと思います。

不足等あればおっしゃっていただければと思います。

会長 委員、5項目はご回答いただいていると思いますが、大丈夫ですか。

委員 今お答えをいただきました。特に外部提供のところ、せっかく提供先のリストも上が

っているわけですので、この表記については、先ほど私からも提案させていただきましたけれども、ちょっと紛らわしいところもありますので、そこは曖昧にしないで、当然根拠法令との関係もあるでしょうから、できる限り正確に表記をお願いしたいと思います。

4月1日時点での実施状況については、審査が行われた結果報告ということですので、そういう点では、全て事業実施が行われているということで理解させていただきました。

条例要配慮個人情報の内訳、比率については、おおむねのイメージの形でお話しいただきましたけれども、今後も定期的に御報告があるということなので、できれば、次回以降、どのようなものが、どのくらいの比率であるのか。細かな件数までは求めませんけれども、一応比率的なところは教えていただければ、世田谷区の多様性に関する条例の運用の関係から見てもお願いをしたいなと思います。

会長 では、御検討いただければと思います。

委員 今の個人情報を取り扱う業務の審査の状況についての件ですけれども、例えば外部委託の項目の一番最後を見ると、143ページになりますか。件数が319件なんですけれども、この件数が117ページの309件とか、115件とか、799件とか、全体の数と合わないのはどうということなのか。これについては、外部提供についても、オンライン結合・システム導入についても同じように微妙に数が違うので、その御説明をいただければと思います。

区政情報係長 外部委託につきましては、要配慮個人情報を含むものが309件、条例要配慮個人情報を含むものが115件と書かれているんですけれども、両者重複する部分がございます。というのは、要配慮個人情報を含んでつつ、条例要配慮個人情報も含むものがございますので、純粋に309件足す115件にはならないところでございます。委員おっしゃるとおり、ここは319件となっております、309件と115件の中で、およそ100件程度は、要配慮個人情報を取り扱うものであり、条例要配慮個人情報を取り扱うものという重複する部分がございますので、その重複する100件程度を除きますと合計件数が319件という形で出てくるような形になります。外部提供、オンライン結合・システム導入につきましても同様で、純粋な足し上げにはならないで、重複部分を差し引いて合計の数が出てくるような立てつけとなっておりますので、純粋に要配慮個人情報の「有」を上から足していただくと、外部委託は309件になりますし、条例要配慮個人情報も、319件の中で、一番右の条例要配慮個人情報を足し上げていただくと115件になるような数え方でございます。

委員 そうすると、この「うち、」という言葉の使い方なんですけれども、私は、305件のうち115件が条例要配慮個人情報かと思ったんですけれども、そういうことではないので

すね。この「うち、」は、あくまでも審査件数766（区長）ですから、766件の中に要配慮個人情報305件あって、条例要配慮個人情報は115件あるので、今の御説明では私はよく分からなかったんですけども、要配慮個人情報は305件だけですけども、319件になったというのは、要配慮個人情報ではないんですけども、条例要配慮個人情報だったものが14件あったので319件になったのかなと私は何となく思ってしまったんですけども、そういう理解ではいけないんですね。

区政情報係長 すみません、純粹に14件だけというわけではなくて、要配慮個人情報と条例要配慮個人情報は全く別の項目になるので、766件のうち要配慮個人情報が含まれていたのが305件、同じく766件のうち条例要配慮個人情報が含まれていたものが115件となっております、それを並べたときに、両方あるものがなければ純粹にこの足し上げで309件と115件で424件となる場所なんですけれども、見ていただくと、要配慮個人情報「有」、条例要配慮個人情報「有」というものがございますので、その部分で重複していたものが純粹な足し上げになってこないの、合計すると319件になると考えていただければと思います。

委員 分かりました。後でまたよく考えてみます。

ごめんなさい、もう一つなんですけれども、今の数の話をされるときに区長の実施機関と全てを足した合計とを分けて説明されるような感じだったんですけども、我々に報告されるものというのは、実施機関が区長のものだけがこの表に載ってくると理解すればよろしいのでしょうか。

区政情報係長 そうではなくて、私がひょっとしたら説明の中で違う数値を申し上げてしまったので混乱したのかもしれないんですけども、例えば143ページに記載がございますが、実施機関が教育委員会のものも含まれております。右から3つ目の実施機関の欄に、これが区長のものになるのか、教育委員会のものになるのか、ほかの実施機関のものなのか記載されておまして、例えば外部委託ですと、要配慮個人情報または条例要配慮個人情報を含む委託が4件ございました。そのような形で見ただけであればと思いますので、分かりづらい資料で申し訳ありませんが、よろしくお願いたします。

委員 分かりました。では、さっきの話は309件で考えればよろしいんですね。

区政情報係長 はい。

委員 申し訳ありません、もう一つなんですけれども、例えば外部委託の審査基準で我々に事後報告されたものが309件あります。これは令和5年4月1日時点ということですが、

昨年度まではこんなにたくさんの方が審議会には諮られていないんですけれども、今まで審議会に諮られてきたものと今回御報告いただいた事後のものとの数の違いについて、お教えいただければと思います。

区政情報係長 昨年度までの審議会では、類型に合致すれば事前の諮問は要さないとする事前一括承認基準があったと思います。あちらに該当するものも、今回につきましては、各所管課で審査基準に基づいて審査して、リストに載せるという対応を取っておりますので、その部分でちょっと数が増大しております。

委員 大変よく分かりました。ありがとうございました。

会長 それでは、先ほど飛ばしました議会について御説明いただけますでしょうか。

区政情報係長 まず、改正個人情報保護法の対象となる機関につきましては、地方公共団体の議会を除くとされておりますので、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会となります。議会では、個人情報の外部委託、目的外利用等がなかなか生じづらいと聞いておりますが、同様のものが生じる場合は、こういった審議会への報告事項としては載ってこないんですけれども、区政情報課としましては、違う形で相談に対するフォローアップ等を引き続きさせていただくような形になっております。

ですので、報告第359号につきましては、報告第357号、報告第358号と違って、実施機関のところには議会は記載しておりません。

○会長 議会に関しては、議会としての条例化といいたいでしょうか、何らかの対応をしていくということも前々回の審議会を確認していますけれども、その検討状況はどうなんでしょうか。

区政情報係長 議会に関しては、独自に令和5年3月30日、世田谷区議会個人情報保護条例というものを制定しまして、区長等の実施機関と同様の規定がかかるような形で整備しております。それに基づいて細目を定める意味で世田谷区議会個人情報保護条例施行規程という訓令もつくりまして、そちらで区長等の実施機関と同等の個人情報に関する規定をつくって、自分たちでセルフチェックをしていくような形にしております。そういった形で規程の整備等はさせていただいている状況でございます。

会長 では、委員の皆さんに念のため確認といいたいでしょうか、お諮りしておきたいんですけれども、今後、個人情報を取り扱う業務の審査状況の報告方法について、何か御要望があるかどうか、確認しておきたいと思います。1つの形であって、今後必要に応じて修正がされていくとは思いますが、今日のところで何か御意見あるいは御要望、このよう

な形の体裁については分かりづらいとか、もっとこういう項目が要るとかがあればお話しただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員 先ほどの質問の中でも触れさせていただきましたが、条例要配慮個人情報に該当するか、しないかという表示だけではなくて、傾向としてどのようなものが、どのくらいの割合で存在するのかということをつかむ意味では、項目の比率みたいなものは、できたら、併せて御報告いただければ幸いかなと思っておりますので、それは改めて御検討をお願いしたいと思います。

会長 分かりました。

ほかはいかがでしょう。

(「なし」の声あり)

会長 では、今日の段階では、報告第359号につきましてはこの内容で了解したいと存じます。ありがとうございました。また何か御意見ありましたら、事務局に御連絡いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

#### (4) 報告第360号

会長 では、報告第360号になります。

所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 報告第360号でございます。資料No. 4になります。161ページを御覧ください。本件につきましては、事務局から説明をさせていただいた後、所管課からも説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、報告第360号、個人情報を含む保存期間中の文書の誤廃棄についてでございます。こちらは改正個人情報保護条例第4条第2項第2号に基づく報告でありまして、区からの御報告は初めてのものとございます。個人情報保護法では、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損等のうち、法施行規則に定められている事態に該当するものは個人情報保護委員会に報告しなければならないと定められております。本件は、保有個人情報の滅失に該当する事案が発生したもので、滅失した保有個人情報には要配慮個人情報が含まれていたことから、報告しなければならない事態に該当するということでございます。法第68条第1項の規定に基づき、国の個人情報保護委員会に報告を行っております。

今回、世田谷区個人情報保護条例第4条第2項第2号で、法第68条第1項の規定により、個人情報保護委員会に報告した事案は本審議会に報告することとしておりますので御

報告させていただきます。資料の164ページ以降には本件報告に関連いたします法令の規定を記載しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、事案の詳細につきましては、所管課である砧総合支所保健福祉センター健康づくり課より御説明いたします。

砧総合支所保健福祉センター健康づくり課長 報告第360号、個人情報を含む保存期間中の文書の誤廃棄について御報告いたします。

1、事案の概要です。区では、公文書の性質によりそれぞれ保存期間を定め、保存期間が満了したものから廃棄することとしておりますが、今回、保存期間を満了する前に誤って廃棄し、保有個人情報を滅失させたということでございます。

誤廃棄した公文書の詳細ですが、心の健康に関する相談を受けた場合に作成するもので、紙で作成し、紙で保存しております。

記録されていることが想定される個人情報の項目ですが、住所、氏名等の情報のほかに、精神疾患に関する診断名や精神障害者手帳の等級などの要配慮個人情報を含みます。項目の詳細については、資料を御覧ください。

なお、これらの項目は、相談の内容ですとか、個々にお話ししていただける範囲によって異なりますので、全ての相談記録にこれらの個人情報が記録されているものではありません。

(3) 誤廃棄した件数ですけれども、約40件です。こちらは記録を作成した際に氏名等を台帳に記載することにしておりますけれども、この台帳への記載が徹底できていなかったということと、また、今回の文書箱に収めた相談記録との照合もしていないということで、母数を確定することができておりません。残された台帳の情報を基に件数を挙げましたので約となっております。また、中身ですけれども、平成30年度以降、相談の終結したもの、または区外へ転出された方々の記録となります。

事案の経過ですけれども、廃棄文書の回収は年1回となっております、本年度は7月3日であったため、回収日に向けての準備をしておりました。6月26日に相談記録一式を文書箱1箱に収め、廃棄期日を記載し、事務室から文書庫へ移動しています。これが今回滅失したものになりますが、この後、1年間、文書庫で保存する予定であったものになります。

翌日、廃棄数の確認のため、職員1名で作業し、総数を算出しております。この職員は6月26日に文書庫に下ろした職員とは別の職員になります。このときに誤って本件文書を



収めた文書箱を廃棄対象としたと推測されます。

文書回収日当日には職員2名で搬出作業をしておりますが、廃棄対象文書であるかどうかの再確認をする機会がないまま搬出しております。

7月7日ですが、他の自治体から、以前、世田谷区に住んでいた方についての支援歴があるかどうかについてのお問合せがありましたので、記録があるかどうか、文書庫内に探しに行ったところ、文書箱ごと見つからなかったということで発覚しました。7月3日の回収日当日に溶解処理されていることから、滅失したものと判断しました。

本事案における二次被害又はそのおそれの有無についてですが、本案件は、廃棄対象とした文書箱の総数と業者に引き渡した箱の数は合致しておりまして、文書庫には鍵がかかっており、出入りが制限されているため、箱ごと持ち出すことは考え難いという点から、誤って破棄したと考えられること、また、搬出当日に、溶解処理により完全に滅失しているものであり、情報の悪用などによる経済的損害を伴うような二次被害の可能性はないと判断しております。

4の発生の原因ですけれども、文書庫内の保管スペースの明確な区分けルールがありませんでしたので、廃棄年度の違うものが混在している状況にあったこと。

また、廃棄作業の際にダブルチェックを実施するなどの誤廃棄を防ぐための作業工程が事務手順に入っていなかったことです。

5の今後の対応ですけれども、再発防止として、健康づくり課で取り扱う個人情報により配慮を要する個人情報であることの重みを自覚しまして、職員の危機管理意識の喚起と適切に管理するための事務手順を作成し、再発防止を徹底してまいります。また、相談記録の台帳を作成し、相談状況の情報管理を徹底することと併せて、記録の電子化について検討を進めてまいります。

なお、このことについては、ほかの4つの総合支所の健康づくり課とも共有して取り組んでまいります。

最後に、当事者への対応としましては、個人情報開示請求等があった場合には、個々の状況に合わせて、丁寧に対応してまいります。

御説明は以上です。

会長 では、ただいまの案件につきまして質問ありますでしょうか。

委員 確認の意味で幾つか伺いたいんですが、7月7日に他の自治体から照会があったことによって、恐らく滅失したのではないかという判断をするに至ったということだと思ふん

ですけれども、その照会のあった自治体に対する対応は既にどういう形で行われているのか。照会があったけれども、ありませんでしたというふうになっているのかどうか、それが1つ目の質問。

2つ目の問題は、文書廃棄に関わっては、ここにあるように搬出して、なおかつ溶解処理となっていますけれども、その搬出、溶解の引渡しの確認は具体的にどのような形で行っているのか。通常は、搬出、溶解の引渡し。ちょうど目録のようなものが当然かがみにあって、それを確認しながら行われるものと思われましても、今回はどのように引渡し確認が行われたのか。

その点でちょっと気になったのが、162ページの(4)に「本件文書は滅失したものと判断した」という記述になっています。引渡し、そして溶解処理が確認できるものがもしあるとしたら、それは滅失したものと確認したというふうに表記されるところが、恐らくそのようであろうということで判断したという記述になっていますけれども、その点、どのような搬出、溶解、引渡確認が行われているのか。実務との関係で、確認の意味で教えていただきたいと思います。

最後の当事者への対応で「個人情報開示請求や問合せがあった場合は、個別の状況に合わせ、丁寧に説明・対応する」と書かれていますけれども、現物がなくなっているわけですので、内容確認に関する、あるいはその証明に関する問合せなり、要請があった場合には、当然それに答えようがないと思われましても、そうした場合の対応の在り方を教えていただきたい。その関連で、目録やリストのようなものが作成されることになっていると思われましても、そこには当然保存期間なり、あるいは廃棄年度なりが記載される。その場合、かがみとなるもの、見出し的なものについては、公文書管理上の問題になりますから、直接の議題ではありませんけれども、その扱いは、公文書管理条例上、どうなっているのか。そこも併せて教えていただければ幸いです。

砧総合支所保健福祉センター健康づくり課長 御質問にお答えさせていただきます。

1つ目の御質問の他自治体の問合せについてですけれども、その方の相談歴があったかどうかについては、記録がないので分からないということもありまして、分からないというお返事はしております。

2つ目ですけれども、業者への引渡しですが、総合支所全体で同じ日に搬出しておりまして、搬出のときには何箱引き渡しをするのかというトータルの箱数を事前に地域振興課に報告していきまして、その数と合っているかどうかの確認で引渡しをしております。

表現の仕方については、おっしゃるとおり判断したとなっけていますけれども、実際には当日のうちに廃棄しておりますので、廃棄されたということになるかと思ひます。

当事者の方への対応についてですけれども、おっしゃるとおり記録そのものがないということで、その方の求められている状況に応じて対応します。例えば離婚裁判の資料にするなり、障害年金を受給するに当たって参考資料として使うなり、その方の状況に応じてということになりますので、このような書き方をさせていただいています。過去に相談したただけれども、現在このような状況になっているので、引き続き相談していきたいといった場合には、過去の相談状況は分かりませんが、経過を確認して、相談を続けていくことになりまひすし、例えば健康づくり課にしかない情報なのか、保健福祉課や子ども家庭支援課などDV、子どもへの虐待に関することであれば、ほかに該当する情報があるかないかを確認させていただいて対応していくつもりでおります。

私からは以上です。

区政情報係長 公文書管理条例の件について私からよろしいですか。

会長 お願いします。

区政情報係長 委員の質問に真正面からお答えできていなかったらおっしゃっていただきたいんですけども、まず、公文書管理条例上、第6条で保存という規定がございまして「実施機関は、……当該フォルダ等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために、必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。」とございまして。その上で、保存期間が満了した公文書については、区長に移管し、または適切に廃棄しなければならないとされております。今回は、その責務の規定があつて、総合支所は総合支所のルールで、本庁は本庁のルールでそれぞれ適切な場所に保管しておく。その中で、年に1回の廃棄のタイミングで引き渡す箱を間違えてしまったということが原因でございまして、条例の部分に関する取組みはちゃんとやっていたところであるんですけども、事務のミスで1箱なくなってしまったというところでございます。区政情報課としても、そういった規定をしっかりと整えた上で、細部の手続をどのようにしたらいいのかということについては、引き続きサポートさせていただく所存でございます。

委員 今回の事案も含めて今後に生かすというお話がありました。先ほど気になったところは、所管の御説明の中で、滅失したものと判断したと。この「判断した」というところが

私はちょっと引っかかってしまったものですから。これについて私が質問をさせていただいたのは、搬出、溶解の際の引渡しは一定の文書なりリストによって行われていると思いますが、それに対しては箱数の確認のみ行ったという言い方をされ、それはこの種の個人情報が含まれる文書の扱いとしてはいかがなものかなと思いましたので、また、滅失したものと判断というふうな記述の仕方、報告の仕方はいかがなものかなと思いましたので、搬出なり溶解の引渡しの確認の在り方についても、単にダブルチェックをしますよということだけではなくて、そのところを担保できるようなものをぜひお願いしたい。これは要望になりますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

会長 では、御検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

委員 今と同じ部分でお尋ねしたいんですが、こだわるようになるかもしれませんが、ないので、滅失したと判断されたということなんですが、では、その40件というのは、ほかにリストか何かがあって、存在しない人が誰であるかというのは把握されているんですか。

もう1点は、私も仕事で使ったことがあるんですが、溶解処理した場合は大体何月何日に溶解処理しましたよと、業者側から証明書みたいなものが来るのではないかと思うんですが、そういうものは受け取っていますか。

質問は以上です。

砧総合支所保健福祉センター健康づくり課長 1つ目の御質問なんですけれども、記録を作成しましたというリストを台帳と呼んでいるんですけれども、それを作成してしまして、それが残っていたので、その件数ということで40件とさせていただいております。中には台帳に登録し忘れていた場合もあるので、残っている台帳の記録数から約40件とさせてもらっています。

もう一つの廃棄のほうは、業者から廃棄証明を頂いています。

会長 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

会長 では、今後の対応についても、 、 、 と出されておりますけれども、御検討いただければいいでしょうか、再発生しないように、しっかり御対応いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

では、報告第360号につきましては了解いたします。

(5) その他

会長 続きまして、最後といいたししょうか、マイナンバー関連で、先ほど委員から質問があったマイナ保険証についての対応も含めて、事務局から御報告いただければと思います。よろしくお願ひします。

区政情報係長 事務局から説明させていただきます。本日案件としては書かせていただひておりませんが、マイナンバー制度につきまして、今年5月頃から証明書の誤交付や個人情報の誤登録等の問題が全国的に発生しております。この件につきまして、デジタル庁がマイナンバー情報総点検本部を設置するなど、国においても対応が進められているところがございます。本審議会におきましては、PIA、特定個人情報保護評価の第三者点検もしていただひておりまして、昨年度には国の個人情報保護委員会に向けた提言をいただくなど、マイナンバー制度につきまして関心を寄せていただひております。そのため、これらマイナンバーの問題につきまして、世田谷区の現時点での状況を御報告させていただきます。

我々事務局から関連所管課に確認したところ、現時点でマイナンバーに関して区内で問題となるような事象は確認されていない、との報告を受けております。先ほど委員からマイナンバーに関わる外部委託の審査はどのように行われているかとのご質問もいただきましたが、その部分についても、現時点で何か問題となるような事象についての報告は受けていないような状況でございます。

なお、住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバー制度のセキュリティ対策の実施状況につきましては、毎年所管課から本審議会に御報告させていただいているところでございます。こちらにつきましては次回10月の審議会で改めて御報告させていただく予定ですので、その際に最近のマイナンバー問題の対応状況につきましても、所管課から詳細を御報告させていただく予定となっております。

口頭での御報告で恐縮でございますが、マイナンバー制度に関する現時点での御報告という形で、以上とさせていただきます。

会長 では、最後にありましたように、詳細につきましては正式に10月の審議会に御報告いただくことにいたしますけれども、現時点で何よりも個人情報の漏えいにつながるようなトラブルが世田谷区では確認されていないということで、よかったなと思っております。お答えいただける部分は少ないかもしれませんが、皆さんから御質問ありますでしょうか。

委員 今、口頭でお話がありましたように、区の対応、取組みについて、問題となる事象は

今の時点では確認されていないということで、それが続くことが一番望ましいわけですが、ただ、この種の問題は今、全国的にも、当然区内を含めても、いろいろな形で生じてくることが予測されますので、そういう点では、区民から預かっている住民の方々の個人情報そのものの扱いにも関わる問題でございますので、ぜひこれはきちんとした形で取組みを進めていただきたいと思います。たしか6月21日に岸田首相が記者会見で正式に政府の総点検本部立ち上げを表明した翌日、22日に世田谷区長の記者会見が行われて、そこでも、マイナンバーカード、マイナンバー保険証をめぐっての一定の見解表明が出ていると伝え聞いておりますけれども、自治体として、90万を超える住民の方々の命、医療、保健に関わるものを扱っているということで、そういう点では、日ごと本当に御苦労が多いかと思っておりますけれども、ぜひこの扱いについては引き続きよろしくお願ひしたいと思います。この間の取組みの御苦労については感謝しながら、と同時に、その扱いについてもぜひよろしくお願ひしたいと思います。

会長 ご意見、ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

会長 では、今、委員からありましたように、100万自治体ですので、ぜひきちんとした個人情報の管理を進めつつ、マイナンバーあるいはマイナンバーカードの事務を進めていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

ないようでしたら、ただいまの報告を了解したいと存じます。ありがとうございます。

それ以外、事務局から報告事項はございますでしょうか。

ないようでしたら、引き続き日程について説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、次回の日程でございますが、本日の会議次第にも記載しておりますとおり、令和5年度第3回審議会は10月27日(金)午前10時から、オンラインで開催を予定しております。こちらは当初予定しておりませんでした、今後の諮問案件のスケジュール上、追加日程として設けさせていただいたものでございます。委員の皆様には急な追加で御迷惑をおかけいたしますが、御出席のほどよろしくお願ひいたします。また開催日が近づいてまいりましたら通知等をお送りいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

会長 そのほか何かありますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

### 3. 閉 会

会長 では、ないようでしたら、以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。